

高齢者地域活動助成事業
応募要項
(令和4年度)

北九州市地域福祉振興協会

高齢者地域活動助成事業・応募要項

1 事業の概要

この事業は、高齢者の生きがいつくりの推進や高齢者による地域活動等の活性化を図るため、中高年齢者（50歳以上）が行う地域活動やボランティア活動に必要な経費に対して助成を行うものです。

2 対象となる団体

北九州市内を主な活動拠点とするNPO法人、ボランティアグループ、営利を目的としない団体で、下記の要件をすべて満たす団体が対象です（個人、営利企業などは除きます）。

- (1) 企画・運営に関わる構成員が主に中高年齢者（50歳以上）で10名以上である団体
- (2) 国・自治体等（外郭団体及び北九州市地域福祉振興協会を含む）から他の助成を受けていない団体
- (3) 団体の役員が、暴力団員でなく、かつ、暴力団や暴力団員と密接な関係を有しない団体
- (4) 事業にかかる収支が明確であり、かつ提示できる団体
- (5) 企画した活動を完了まで責任を持って遂行できる団体
- (6) 自主的・継続的な活動ができる団体
- (7) 宗教活動、政治活動、選挙活動、暴力団を利する活動を目的としない団体

3 対象となる事業

地域の高齢者の生活支援や子育て支援などの社会貢献活動や、高齢者の生きがいつくりの推進を図るために行われるもの（多世代交流なども含む）で、下記の要件を全て満たす事業が対象です。

- (1) 市内で実施される事業
- (2) 特定の者の利益のために行われる活動、営利を目的とした活動、宗教的・政治的な活動、暴力団を利する活動でない事業

4 助成額

申請できるのは以下のうち、いずれか1つです。

【地域での社会貢献活動】

助成の対象となる経費の区分	内 容	助成額(上限)
活動に必要な経費	前項3に掲げる活動に必要な経費を助成します。 【例】 ・地域における草刈りボランティア ・地域における子どもたちとのふれあい交流活動 ・一人暮らし高齢者のゴミ捨てや買い物の支援 ・低栄養防止のための料理教室	10万円
用具・機器類の購入経費	上記の活動において継続的に使用する用具・機器類の購入経費を助成します。 ※団体の運営そのものに経常的に使用する物品は対象外です。	5万円

※以下の項目にご注意ください。

活動に必要な経費	
対象となるもの	対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"> 活動に必要な経費 <p>【講師謝金など】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部講師等に対する謝金・交通費は助成対象です（講師謝金は教授クラス1時間8000円が限度です）。 用務ごとに支出する駐車場代（打ち合わせ時のコインパーキング使用料）は助成対象です。 <p>【飲食に係るもの】</p> <p>※飲食に係るものは助成対象外ですが、例外として、例えば、「低栄養防止のための料理教室」といった催しで使う、肉、野菜といった料理の<u>素材の購入費</u>は助成対象として差し支えありません。</p>	<p>【人件費など】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請団体の構成員に対する人件費・謝金・交通費は助成対象外です。 ※申請団体構成員が講師を務める場合の講師謝金・交通費も助成対象外です。 ※申請団体構成員に対するガソリン代は交通費として助成対象外です。 <p>【飲食に係るもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 飲食に係るものは、原則として、全て助成対象外です。 <p>【団体運営上の経常的な経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務所の賃貸料、月極め駐車場の賃貸料、コピー機のリース料などは助成対象外です。

活動に必要な経費	
対象となるもの	対象とならないもの
	<p>【対価性がない支払い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成金を原資にした寄付は助成対象外です。 ・神社仏閣への参拝に伴うお賽銭、お札やお祓い等に対する初穂料等の支払いは寄付の性格が強く、役務の対価や必要物品購入等と性質が異なるため、助成対象外です。 <p>【活動や事業そのものの委託費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の事務、企画・運営・調査など、活動そのものを委託する経費は助成対象外です。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・催しの参加賞など、<u>個人への配布物（個人に帰属する金品）に係る経費は助成対象外です。</u> ・懇親会費用は助成対象外です。 ・令和4年3月31日以前に発生した経費は助成対象外です。 ・単価が1万円以上（図書・書籍は単価5千円以上）の物品の購入経費は助成対象外です。 <p>※1万円以上の物品は、原則として「用具・機器類の購入経費」として助成します。</p>

※以下の項目にご注意ください。

用具・機器類の購入経費	
<p>※用具・機器類とは、性質及び形態が変わることが少なく、おおむね1年以上使用できる物品です。</p>	
対象となるもの	対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"> • 団体が行う取り組みに直接使用する物品が助成対象です。 【例】 ※健康診断等で使用するヘルスマーターや血圧計等 ※家屋の修理、庭木の手入れに必要な電動工具、はしご、草刈機等 	<ul style="list-style-type: none"> • おおむね1年未満で消費、消耗する物品は助成対象外です。 ※「1年未満で消費、消耗する物品」は、原則として「活動に必要な経費」として助成します。 • 団体運営上の経常的に使用するものは助成対象外です。 【例】 ※コピー機、パソコン、プリンター、シュレッダー、机 など • <u>催しの参加賞など、個人への配布物（個人に帰属する金品）に係る経費は助成対象外です。</u> • 令和4年3月31日以前に発生した経費は助成対象外です。

5 選考基準

【地域での社会貢献活動】

- (1)活動・事業の目的が明確であるか。
- (2)活動・事業の内容に具体性があり、経費を効果的に支出しているか。
- (3)活動・事業の内容が、地域における社会貢献に資するものであるか。
- (4)活動・事業の内容が、今後も継続して行われると見込めるものであるか。
- (5)活動・事業の内容がこれまでの活動には見られない目新しさがあり、今後の活動に期待できるものであるか。

6 選考方法

北九州市地域福祉振興協会委員で構成する審査会で選考のうえ決定します。

※助成対象に決定しても、助成希望額の全額が交付されない場合があります。

7 選考結果

審査結果は、文書で通知します。

〔 なお、助成が決定した団体については、団体名や活動・事業概要等について公表させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。 〕

8 スケジュール

募集期間	…令和4年(2022年)5月6日(金)～5月31日(火) ※必着(厳守のこと)
審査	…令和4年(2022年)7月上旬(予定)
助成金交付	…令和4年(2022年)7月中旬(予定)
助成対象期間	…令和4年(2022年)4月1日～令和5年(2023年)3月31日

9 応募方法等

(1) 応募方法

所定の書類(様式1～3)に記入の上、添付資料とともに郵送もしくは持参してください。

なお、ご提出いただいた書類は返却いたしませんので、必要なものは必ずコピーをお手元に保存してください。

※書類の様式等は、北九州市地域福祉振興協会事務局(保健福祉局地域福祉推進課内)にお問い合わせください。

(2) 提出先およびお問い合わせ先

北九州市地域福祉振興協会事務局(保健福祉局地域福祉推進課内)

〒803-8501

北九州市小倉北区域内1-1

北九州市保健福祉局地域福祉推進課内(市役所本庁舎9階)

TEL:(093)582-2060 FAX:(093)582-2095

※郵送で提出される場合は、宛先に「地域福祉推進課内」と明記してください。

10 注意事項

審査の結果、助成が決定した団体には、事業完了後、実績報告を行っていただきます。

実績報告は、様式4-1、様式4-2、様式5のほか、活動に係る経費の領収書等の添付が必要となります。

必要書類を準備しておいてください。

なお、本応募要項に例示したものなど、経費として適当でないものへの支出については、実績報告後の審査後、返戻を命じることになります。

※ 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、必要な対策を含めて、事業を実施してください。

11 Q&A

Q1 「企画・運営に関わる構成員が主に中高年齢者(50歳以上)で10名以上である団体」を具体的に教えてください。

A1

団体が10名以上で構成されており、主に中高年齢者(50歳以上)で構成されているかどうかは、概ね構成員の2/3程度が中高年齢者であるかで判断していま

す。

Q2 前年度も助成を受けましたが、再度応募は可能ですか？

A2

同一団体に対し、「活動に必要な経費」は3回まで応募が可能です。

そのほか、「用具・機器類の購入経費」は1回応募可能です。

ただし、同じ年度に「活動に必要な経費」と「用具・機器類の購入経費」を重複して申請することはできません。

助成対象に決定しても、助成希望額の全額が交付されない場合があります、助成額は、2回目以降逡減します。

【参考】

申請回数	過去における助成額の逡減実績
初回	助成対象額又は助成限度額のどちらか低い額の満額
2回	助成対象額又は助成限度額のどちらか低い額の90%
3回	助成対象額又は助成限度額のどちらか低い額の80%
4回	助成対象額又は助成限度額のどちらか低い額の70%

※過去における実績であり、将来における助成時の逡減割合を保障するものではありません。

Q3 応募回数が「活動に必要な経費」3回、「用具・機器類の購入経費」1回を過ぎても、団体名が変われば再度応募できますか。

A3

団体の名称が変わっても、活動内容や構成員の多くが重複する場合は、協会が以前助成した団体とみなし、助成対象としないことがあります。

Q4 料理の素材は「活動に必要な経費」に認められると聞きましたが、イベントにおける屋台で販売する食材は認められますか。

A4

イベントにおける屋台などに活用できる業務用の半製品の食材等（焼くだけで食べられる串打ちした肉や油で揚げるだけで食べられる食材など）は、販売の有無にかかわらず助成対象となりません。

Q5 実績報告にあたっては、活動に係る経費の領収書等の添付が必要とのことですが、レシートは認められますか。

A5

レシートも認められますが、領収書やレシートについては、以下のことを条件としています。

条件を満たさない領収書等の場合、経費として認められないため返戻を命じることになります。

- ・領収書のあて名は助成決定した団体名を記載してください。
- ・レシートの場合は、団体名等の記載が無くても差し支えありません。

- 助成金申請団体名以外のあて名の領収書は、証拠書類と認められません。
- 助成金申請団体あてに申請団体構成員が発行した領収書は、証拠書類と認められません。
- レシート・領収書は、費目ごとに、日付順に整理して、重ならないように台紙に貼付して提出してください。
但し、レシートの日付（購入日）や店名、品名を切り取ったものは証拠書類として認めません。
（コピーでも可。但し、レシート同士が重ならないように貼付したものをコピーすること。）
- 個人の買い物と団体の買い物が混在するレシートは、証拠書類として認めません。
- 助成対象期間外の日付の領収書は認めません。
- 購入した品名や内訳が不明な領収書は認めません。

Q6 レシートの記載に、個人で買った物と団体の活動のために買ったものがあるので、団体用に買ったものだけ抜き出して費用として計上して良いですか。

A6
認められません。

個人の買い物と団体の買い物が混在するレシートは、外税表示のものは消費税率の計算を別途行う必要が生じる、実績報告の審査に時間がかかる、団体の収支が不明瞭となるなどの理由から、認められません。

Q7 注文書は、計上した費用の根拠として認められますか。

A7
注文書は、支払の証拠とは認められません。